

仕様書

1 件名

「三鷹市 AI 戦略（仮称）」の策定及びデジタル人財育成等支援業務

2 契約期間

契約確定日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 支払方法

検査合格後、一括払いとする

4 履行場所

三鷹市が指定する場所

5 背景

少子高齢化や人口減少等の進行により、今後、自治体においては職員の確保が困難となることが見込まれている。このような状況下においても、複雑化・多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを継続的に提供していくことが求められている。

三鷹市においては、「三鷹市都市経営アクションプラン 2027」に基づき、デジタル技術を活用したまちづくりを推進してきた。一方で、DX の推進にあたっては、方針・ビジョンの整理、職員の意識醸成、推進体制の整備、スキルの活用といった点において、引き続き取り組むべき課題が見られる状況にある。

また、AI をはじめとするデジタル技術の急速な進展を踏まえ、これまでの取組を更に発展させ、AI の活用を前提とした業務改革及び DX の推進を一体的に進めていくことが求められている。そこで、今後の方向性の指針となる「三鷹市 AI 戦略（仮称）」（以下、「AI 戦略」という。）を令和 8 年 12 月に策定し、それに基づき取組を推進していく必要がある。

6 目的

本業務は、三鷹市における AI の効果的な活用と DX の推進のため、外部の専門的知見を活用し、AI 戦略の策定を行うとともに、それに基づき、市の課題に対してデジタル技術を活用した解決に主体的に取り組むことができるデジタル人財の育成を図ることを目的とする。

7 業務内容

(1) 現状分析及び課題整理

本市における DX 推進及び AI 活用の現状について、人財育成及び推進体制に関する課題を含め、調査・分析を行い、今後の戦略策定及び人財育成に向けた課題を整理すること。

また、課題については短期的な課題と中長期的な課題に分類し、優先順位を付して整理すること。

(2) AI 戦略の策定に係る支援

本市が整理する参考資料 1 「AI 戦略の骨子（案）」を基に、外部の専門的知見

及び先進事例等を踏まえながら内容の充実化を図り、本市における AI 戦略の取りまとめに係る支援を行うこと。AI 戦略には、本戦略の位置づけ、目指す将来像、AI で変わる市役所の姿及び推進の基本姿勢等について整理するとともに、後述のデジタル人財育成施策との整合を図ること。

なお、整理に当たっては、次の視点を含めること。

ア AI の活用を優先する領域と、人が担うことに意義がある領域及びデジタル技術により実現可能であっても、本市の方針として実施しない領域の整理

イ 当面取り組む事項と、中期的に検討する事項の段階的整理（第一段階・第二段階）

ウ 定期的な見直しを前提とした運用の考え方

策定に当たっては、参考資料 2「三鷹市都市経営アクションプラン 2027」及び参考資料 3「三鷹市 AI 利活用ガイドライン（第 1.1 版）」を参考とすること。

(3) デジタル人財像及び人財活躍戦略（仮称）の策定に係る支援

本戦略に基づき、AI 活用及び DX を推進するために必要となるデジタル人財について整理し、人財育成の基本的な考え方を取りまとめること。取りまとめに当たっては、本市の人財活躍戦略（仮称）との整合性を図りながら、デジタル人財育成に係る方針策定における助言・提案を行うこと。

具体的には次の事項を実施すること。

- ・本市において求めるデジタル人財の定義
- ・デジタル人財の役割及び期待される行動の整理
- ・人財区分ごとの必要スキルの整理
- ・スキルマップの作成
- ・人財育成ロードマップの作成
- ・人財育成基本方針への反映に関する助言
- ・人事施策及び推進体制との連携に係る提案

なお、デジタル人財については、単なるデジタル技術の知識保有者ではなく、行政課題の解決に向けてデジタル技術や AI を活用し、業務改革を主体的に推進できる人財を想定する。

(4) DX 推進体制及び仕組みの検討

各課の DX の推進を担う人財が継続的に活動できるよう、推進体制及び仕組みの検討を行うこと。具体的には、DX 推進員制度の設計（役割、選定方法、運用方法等）を行うとともに、業務負担の調整や活動を支える仕組み、並びに部署横断での連携及び情報共有を促進するためのコミュニティ運営の在り方について整理を行うこと。

(5) 職員向け研修の実施

(3) で整理した人財像及び育成方針に基づき、職員を対象としたデジタル人財育成研修の企画及び実施を行うこと。研修に当たっては、AI 活用の促進や DX 推進に対する職員の理解促進及び意識醸成が図られるよう、研修内容を工夫すること。また、研修後においても、職員が実務の中でデジタル技術を活用した業務改善に取り組むことができるよう、スキルや知識の向上に資する観点で設計を行うこと。

なお、具体的な研修テーマ、対象者及び開催時期等の詳細については、三鷹市と別途協議のうえ実施すること。

以下の納品物を提出すること。

なお、納品物は、格納した光学媒体 1 部を三鷹市より指示のあった期限までに提出すること。

- (1) 業務着手届（作業内容、実施体制、連絡体制などの計画を含んだ着手届を作成して提出のうえ、当該業務着手届の内容に従い作業を実施すること。）
- (2) AI 戦略（案）
- (3) デジタル人財育成の基本的な考え方及び人財育成基本方針への反映に係る提案書
- (4) デジタル人財スキルマップ
- (5) デジタル人財育成ロードマップ
- (6) デジタル人財育成研修における研修資料
- (7) デジタル人財育成研修における研修実施報告書
- (8) 打合せやレビュー、進捗会議等に関する議事録等必要書類
- (9) 業務完了届

9 著作権等の取扱い

(1) 所有権及び著作権の譲渡

三鷹市からの支払完了をもって、成果物の所有権及び著作権（著作権法第 21 条「複製権」、第 23 条「公衆送信権等」、第 27 条「翻訳権、翻案権等」及び第 28 条「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含む。）を三鷹市へ譲渡すること。

なお、本件で作成した成果物は、その全部又は一部の電子データを三鷹市のホームページ等で活用するとともに、電子データの複製やプリントアウト及び他の冊子媒体等への転載・出版・配布を行う場合がある。

(2) 著作者人格権について

ア 公表権（著作権法第 18 条）

三鷹市への所有権及び著作権の移転をもって、著作者は成果物の公表について同意したものとみなす。

イ 名表示権（著作権法第 19 条）

三鷹市は、成果物を利用するにあたって、著作者名の表示を要しないこととする。

ウ 同一性保持権（著作権法第 20 条）

三鷹市が成果物を複製・転載・出版・配布するに当たり、成果物の利用、編集、改変、翻案、複製、転載、公表その他の利用について、同一性保持権を行使しないものとする。

10 その他

- (1) 納品物及びその他必要となる光学媒体は、受託者にて準備すること。
- (2) 三鷹市との調整等により必要となる経費は、受託者の負担とする。特に、外部施設への移動手段及びそれに関わる経費等は、受託者の負担とする。
- (3) 業務を行うに当たっては、内容等について三鷹市担当者と打合せのうえ、相互の解釈等に齟齬のないよう行うこと。
- (4) 業務の過程において、機器に亡失、損傷等の事故が発生した場合は、天災その他不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合を除き、すべて受託者が責任を持って弁償するものとする。
- (5) 受託者は三鷹市の許可なく業務従事者の交替をしてはならない。また、三鷹市

は、契約書記載の委託業務に係る業務従事者が業務の執行を著しく妨げると認められるとき、又は契約の履行に支障があると認められるときは、受託者に対して業務従事者の交代を求めることができる。

- (6) 業務従事者の交替を行うときは、業務に支障がないよう、十分な引継ぎを行うこと。交替に際しては、引継ぎ文書の作成を行い、三鷹市の承認を受けること。また、業務従事者の交替に関わる引継ぎ作業に関わる経費等は、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、本契約に関して三鷹市が開示した情報、本業務で知り得た三鷹市の管理する情報等（周知の情報等を除く。）及び契約履行過程で生じた納入物品に関する情報を本契約以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、本契約の終了又は解除後も同様とする。
- (8) 三鷹市が損害賠償の請求をするときは、損害賠償の請求とともに修補の請求ができるものとする。
- (9) 本業務の遂行に当たり生成 AI を利用する場合は、利用するサービスの名称、利用目的及び安全管理措置の内容について、事前に三鷹市の承認を得ること。
また、市が提供した情報及び本業務の遂行により知り得た情報については、生成 AI サービスの学習又は品質向上等に利用されない環境で取り扱うこととし、当該情報が第三者に提供され、又は外部へ漏えいすることのないよう必要な措置を講じること。
- (10) 三鷹市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」に基づき、市が行う事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。この取組は、受託者の協力が不可欠であり、業務の遂行に当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、関係法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。
- (11) 本仕様書に記載されていない事項等、業務上の疑義が生じた場合は、別途、三鷹市と協議のうえ、その指示に従うものとする。